

平成25年度 事務事業評価調書 [ソフト事業]

事務事業コード

14121001

平成25年度作成

平成24年度
実施事業

事務事業名 男女共同参画社会づくり事業（民間シェルター運営補助金）

区分	No	名 称				
章	1	やさしさと共生するまち				
節	4	男女共同参画社会の実現				
施策	1	男女の人権が尊重される社会の実現				
小分類	2	女性の人権保護				
主要な施策	1	①配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実				
事務事業番号	001	事業開始年度 平成 12 年度	事業終了年度 平成 一 年度	会計種別	一般会計	

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービスグループ
-----	-------	-------	------------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	配偶者やパートナーなどの親密な関係にある者からの暴力から逃れる女性を守ることにより、女性の 人権と尊厳を守り、男女が対等に生きることができる社会を実現することを目的として、心身の安全 確保や自立のための支援を行なう民間シェルター（NPO法人ウイメンズネット・マサカーネ）を支援、 円滑な運営を図るために補助金を支給する。
事業内容 及び実績	(事業内容及び平成24年度の実績を具体的に記入してください)
	配偶者からの暴力被害者保護のため、民間シェルターが重要な役割を担っている。平成14年9月策定した登別市 男女共同参画基本計画に盛り込んだ「女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止」の施策の展開を図る必要がある。 室蘭市、伊達市と3市により「NPO法人ウイメンズネット・マサカーネ」の運営を補助し活動の支援を行った。 また、当市におけるDV被害者相談に対して関係機関と連携を図り、当事者本位の対応を行った。 【実績事業】 ①DVシェルターでの保護 シェルター利用者数（平成24年度） 77名 うち登別市民5名（同伴子ども4名） ②自立支援の活動 自立後のサポート業務等のほか、子どもの居場所ポケットの運営、シェルター入所中の子ども、ティーンプログラムの実施、子どもボランティア研修事業。
今後の方針	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	登別市男女共同参画基本計画（第2次）において、配偶者暴力に関する方針を追加し、配偶者からの 暴力被害防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
根拠 法令等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区分		単位	H23年度 決算	H24年度 決算	H25年度 当初予算	H26年度 見込	H27年度 見込
国庫支出金	名称	千円					
道支 出 金	名称	千円					
地 方 債	名称	千円					
そ の 他	名称	千円					
一 般 財 源	名称	千円	150	150	150	150	150
事業費 合計			150	150	150	150	150

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	23年度 実績	24年度 実績	25年度 目標	26年度 目標	27年度 目標
成果指標	① 自立割合(夫の元へ戻らない場合)	%	目標値	90	90	90	90	90
			実績値	88	80			
	② シェルター利用者（登別市民の数）	人	目標値	15	15	13	13	13
			実績値	25	9			

比較

《Check》

平成24年度実施以前又は実施中に見られた課題、問題点等	左記の解決に向け行った取組や対策、工夫等
<p>【現状】 配偶者等からの暴力は、人目のふれることの少ない家庭などで発生し身体的暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など重複して振るわれている深刻な場合が多い。 また、長期にわたり被害者が我慢することで生活維持を図っているため、被害者の精神的なダメージはかなり大きい状況にある。</p> <p>【課題】 配偶者間という親密な関係の中で起きるため発見が困難であるとともに、家庭内の暴力を夫婦喧嘩の延長と捉える傾向があることから、配偶者等からの暴力が人権侵害であるとのことを認識させる必要がある。 また、子どもがいる家庭においては、子どもの前で暴力等を行った場合は児童虐待に当たるが、その認識もされていないため、啓発周知が必要である。</p>	登別市男女共同参画基本計画第2次計画に「配偶者暴力に関する方針」や「児童虐待の防止対策の充実」を新設し、具体的な事業展開等のため、庁内連絡会議や関係部署と意見交換・協議を行いながら支援や啓発などを図る。

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可）

《Check》

1. 事務事業の妥当性について			
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 市が主体に行うべき事業である <input type="radio"/> ② 民間（事業者、市民団体等）でも実施可能である <input type="radio"/> ③ 国、道、他団体等との連携や広域化が可能である <input type="radio"/> ④ 国、道、民間等の事業と重複・類似している	判断理由及びその他所見	配偶者やパートナーなどからの暴力から逃れる女性や子どもの一時的保護は、他自治体にまたがることが多いため、市が実施することが望ましいが、逆に支援には専門的な知識を必要とすることから、継続支援が可能な民間などが実施することが妥当である。
2. 事務事業の必要性について			
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 市民、団体等から具体的な要望がある <input type="radio"/> ② 市民アンケートの結果から必要性が高い <input type="radio"/> ③ 社会情勢、地域事情等から必要性が高い <input type="radio"/> ④ 市民の大部分が関連することから必要性が高い	判断理由及びその他所見	生命等の確保を求めて相談に来るDV被害者が安心した生活を送ることができるようするためには必要である。
3. 事務事業の効率性について			
事業内容とコスト（事業費）のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 低予算、少労力で高い効果をあげている <input type="radio"/> ② 市で実施するほうが民間委託より効率性が高い <input type="radio"/> ③ 多額の経費や労力を要するがやむを得ない <input type="radio"/> ④ 将来的に効率性を向上できる	判断理由及びその他所見	市が直接一時保護を行った場合の施設整備や人件費等を考慮した場合、現行の額では実施が不可能であることから低予算等で効果を上げていると考える。
4. 事務事業の成果について			
目的を達成するための成果はあがっていますか？	<input type="radio"/> ① 成果指標の向上が見られる <input type="radio"/> ② 市民、団体等の声から成果を感じられる <input type="radio"/> ③ 目に見える形で成果があがっている <input type="radio"/> ④ 成果の把握は困難である	判断理由及びその他所見	内閣府の広報やパープルダイヤルによりDVが犯罪であることが浸透し、シェルターの知名度が上がり利用者が増加している。また、市のDV相談件数も増加しており、シェルターと連携して継続的な支援を行ってすることで女性の人権を守り男女共同参画社会の形成につながり効果があると考える。

①担当グループによる評価

《Check》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』に基づき、行政として関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めるためシェルターを支援する意義は大きく、継続した補助が必要である。
-----------	----------------------	---

②行政評価会議による評価

《Check》

維持	備考
-----------	----

③総合的な評価（当該事務事業の方向性）

《Action》

維持	備考
-----------	----

〔評価区分〕

- ◆拡大（事務事業の目的を達成するために事業の規模や経費の大幅な変更が必要な事業）
- ◆維持（事業内容の根幹にかかわる部分については変更せず、不断の点検・検証による効率的な経費の活用や軽微な見直しを行い、継続的に実施する事業又は、事業計画等で予め年次的に実施する事業内容等を定めており、実施年度によって経費や実施個所等に変更が生じる事業）
- ◆改善（当該事業の目的を達成するために、現状の手段や経費、事業の方向性等、事業の根幹に関わる部分について見直す事業）
- ◆休止（暫定的に休止する事業）
- ◆廃止（事業の開始当初から目指していた成果が得られたなど、目的が達成された事業）
- ◆終了（事業の開始当初から予定していた事業期間が終了した事業）